

# 令和 8 年 3 月

## 遊佐町農業委員会第 13 回総会議事録

1. 開催日程 令和 8 年 3 月 23 日 (月) 午後 1 時 00 分～午後 2 時 00 分

2. 場 所 遊佐町役場 第 4 会議室

3. 会議に付した議案

報告事項 1	農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
報告事項 2	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
報告事項 3	解約について
報告事項 4	賃借料の変更通知書の受理について
議 第 55 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について
議 第 56 号	農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について
議 第 57 号	農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について
議 第 58 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議 第 59 号	農用地利用集積等促進計画案について
議 第 60 号	農業委員会事務職員の任免について

4. 出席委員 (16 名中 15 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	池 田 生 子	2	高 橋 昭 二	3	土 門 悟	4	池 田 恒 紀
5	常 田 俊 哉	6	大 谷 吉 彦	7	鈴 木 宏 弥	8	佐 藤 啓 之
9	那 須 久 美	10	伊 藤 幸 治	11	高 橋 茂 央	12	前 川 一 城
		14	高 橋 晃 弘	15	三 浦 祐 輝	16	齋 藤 勝 広

5. 欠席委員 (1 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
13	高 橋 敬						

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (3 名)

太田智光事務局長、石垣学係長、高橋息吹主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、ただ今から遊佐町農業委員会の1月定例会を開催いたします。</p> <p>今総会は定例によりまして、農業委員会事務職員の任免について審議させていただきますが、その後町長部局の人事異動もありますので、議案の順序を変更させていただきます。総会の進行具合によっては、その結果をもって途中退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>懲罰委員長が遅れるということでしたので、本日の出欠状況の報告を佐藤懲罰副委員長よりお願い致します。</p> <p>(8番佐藤啓之委員が挙手し、議長が指名する)</p>
8番佐藤啓之委員	<p>本日の出欠状況を報告いたします。</p> <p>「2番 高橋昭二」が遅刻するということです。</p> <p>「13番 高橋 敬」届出欠席。以上、欠席委員1名、出席委員15名で過半数の委員が出席しておりますので、「農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定」により、本総会は成立しております。以上です。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、齋藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
齋藤会長	<p>(挨拶)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長があたることになっておりますので、齋藤会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では7番鈴木宏弥委員、8番佐藤啓之委員にお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の高橋主事を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入りますが、先程事務局長よりありました、議第60号農業委員会事務職員の任免について、を繰り上げて審議します。係長と主事は一時退席してください。</p>
	<p>(係長、主事 一時退席)</p>
議長	<p>それでは事務局より説明願います。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局長	<p>(議案書・朗読説明)</p>
事務局	<p>ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行います。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第60号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第60号農業委員会事務職員の任免については原案のとおり決定いたします。</p> <p>なお、太田事務局長については、農業委員会の決定結果を課長会議に報告願います。</p> <p>係長と主事は着席してください。</p>
	<p>(係長、主事 着席)</p>

議長	<p>それでは、総会次第に基づき進行いたします。 報告事項について、事務局より説明願います。</p>
	(事務局長が挙手し、議長が指名する。)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。 報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について。 合計 7 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。詳細につきましては総会議案書をご覧ください。 続きまして、報告事項 2. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について。 各案件で当事者間での希望により解約を行うものとなっております。 また、関係する貸借の案件があるものについては、後ほど説明いたします。 報告事項 3. 解約について。 この案件は借人の離農により使用貸借を解約するものです。 報告事項. 賃借料の変更通知書の受理について。 単価を議案書のとおりに変更するものです。詳細につきましては総会議案書をご覧ください。 事務局からは以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問・意見なし) 無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、三浦委員長より報告をお願いします。</p>
15 番三浦祐輝委員	<p>3 月 16 日に、第 2 会議室で委員 6 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積等促進計画案に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 55 号、56 号、57 号、59 号について審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、議第 55 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p>
	事務局が挙手し、議長が指名する。)
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 1 ページをご覧ください。 農地法第 3 条による所有権移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。 それでは、各案件の説明に入ります。 番号 24、申請地は 1 月総会で正光さんが取得した場所のすぐ北側で、所有者からお願いされ売買で合意したようです。 道路端の畑については、草刈りなど管理を行う程度になると思うとのことですが、奥の 1 畑は自家用として利用する予定とのことです。また、金額については</p>

事務局	<p>前回申請と同等程度になっています。</p> <p>また、現地調査は常田委員にお願いしておりましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号 24 について、5 番常田俊哉委員より現地調査の報告をお願いいたします。</p>
5 番常田俊哉委員	<p>はい、報告いたします。審査基準書は 1 ページです。</p> <p>申請地は周囲を畑で囲まれています。昨年は譲渡人が道路沿いは草刈り、奥のほうは草刈りをしてトラクターで耕起をしていました。</p> <p>譲受人は、道路沿いは斜面になっているため草刈りを、奥の秋頃から青菜を植える予定で、それまでは草刈りなど管理を行うということでした。本人は高齢ですが、家族で協力していくということなので問題ないと思います。金額についても、前回と同様の相場ということで両者合意していますので、問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 55 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 55 号 地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 56 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 2 ページからご覧下さい。</p> <p>農地法第 3 条による賃貸借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p> <p>今月に申請があったのは番号 55 から 72 で、18 件です。基盤法での貸借を 3 条で更新する案件などの実質的な更新案件については審査基準書の記載を省略させていただいておりますので、各案件の詳細は議案書をご確認ください。</p> <p>それでは、新規案件について説明いたします。</p> <p>番号 55、申請地は今まで法人の構成員が相対で耕作していましたが、この場所を含めた数か所の耕作地を交換するようです。</p> <p>この他にも交換する場所は、法人からの利用権移転になり、審査基準書 15 ページの場所も併せて借人が耕作していくこととなります。</p> <p>現地調査は那須委員にお願いしておりましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>番号 64、申請地は今までアグリ南西部に預けられ、貸人の息子が構成員になっていましたが、先月亡くなってしまったため、新耕作者として借人と合</p>

事務局	<p>意したものです。</p> <p>現地調査は大谷委員にお願いしていただきましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>番号 69、この案件は、令和 6 年に基盤整備の関係で借人所有地を貸人に貸し付けを行った関係で、代替地として貸人所有地を借人が貸借していましたが、借りる場所を変更するとのことで申請になりました。</p> <p>現地調査は高橋茂央委員にお願いしていただきましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>それでは、番号 55 について、9 番 那須久美委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
9 番那須久美委員	<p>はい、報告いたします。審査基準書 2 ページをご覧ください。</p> <p>申請地は酒蔵のある集落から北西に向かった場所になります。審査基準書 15 ページの地図の圃場に隣接しています。</p> <p>この場所は今まで耕作していた法人構成員所有地の西側にあり、相対で耕作していました。この方は種子生産者ですが、今年から縮小したいと種子組合に相談した結果、近隣を耕作していた借人が引き受けてくれることになりました。</p> <p>今まで借人が耕作していた圃場は、法人に預けて、別の法人構成員が耕作することになります。それが審査基準書 13 ページ下の地図になります。</p> <p>3 月 11 日に双方に確認したところ、賃借料は 10 アールあたり 10,000 円相当の米で支払うということでした。借人は圃場が家から近くなり、まとまっているので頑張って耕作してくれると思います。以上です。</p>
議長	<p>次に、番号 64 について、6 番 大谷吉彦委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
6 番大谷吉彦委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>先ほどの説明のとおり、所有者息子が亡くなり、今後の管理ができないということで借人に耕作してもらうことで合意になったものです。元々、二十数年前から作業委託していたこともあり、これからは育苗からすべて借人に任せたいということでした。また、貸人はいずれ農地を手放したいという意向があるようでした。</p> <p>借人は、まだ 5、6 町歩は増やしたいということで、場所が出てきたらよろしくお願いします、ということでした。また、申請地についても昨年まできれいに作っていましたので問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>次に、番号 69 について、11 番 高橋茂央委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
11 番高橋茂央委員	<p>はい、報告いたします。審査基準書は 3 ページ下の地図になります。</p> <p>貸人に話を聞いてきました。今回貸借になった経緯は、基盤整備エリアの借人所有地を貸人に集積させた関係で、その代替地として貸人から田を借りて耕作したいと申し出たようで、借人が合意し昨年両名で貸借をしました。しかし、その田がぬかるむ部分があるようで、借人所有のコンバインでは刈取りが困難だったため、別の場所を貸してほしいと借人からお願いされ申請となりました。</p> <p>面積は少し小さくなるようですが、ぬかるよりは良いということで合意したようです。借人は 70 代で高齢ですが、田の管理は問題ない方ですので、</p>

11 番高橋茂央委員	許可相当だと思います。以上です。
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 42 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 56 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 57 号 農地法第 3 条の規定による使用賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。</p> <p>農地法第 3 条による使用賃借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p> <p>番号 15、この案件は経営移譲のために親子間で使用貸借をするものです。田畑ともに、これまでどおり家族で管理していくということでした。</p> <p>現地調査は土門委員にお願いしておりましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>番号 16、こちらの案件も、経営移譲のために親子間で使用貸借するものです。貸人はライスファーム北部の構成員として田を耕作しているため、今回使用貸借する場所は法人と貸借していない、農地として利用している場所ということです。</p> <p>また、使用貸借の他、法人構成員の名義や土地改良区関係などについても、借人に変更する手続きを進めているそうです。</p> <p>現地調査は高橋昭二委員にお願いしておりましたので、後ほどご報告をお願いいたします。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	それでは、番号 15 について、3 番 土門悟委員より現地調査の報告をお願いします。
3 番土門悟委員	<p>審査基準書は 4 ページと 5 ページです。3 月 8 日に貸人に農地を見ながら話を聞いてきました。</p> <p>申請地は旧小学校付近から駅の西側まで町内に点在しています。申請地は基盤整備済みの農地ですが一部は暗渠が無いとのことでした。去年は餌米、ひとめぼれ等を作付けしたようで、今年も同じ予定とのこと。畑は自家用としてダイコン、ナス、ネギ等を作付けしているそうです。</p> <p>農機具は田植機、コンバイン、トラクターを所有しているそうです。借人は 40 代で若く、専業農家としてこれからも農業をやっていくということです。今までも農作業をしていましたし、これからも家族で協力していくとい</p>

3 番土門悟委員	うことで問題ないと思います。以上です。
議長	次に、番号 16 について、2 番 高橋昭二委員より現地調査の報告をお願いします。
2 番高橋昭二委員	<p>はい、報告いたします。審査基準書は 6 ページ下の地図です。</p> <p>こちら親子間で使用貸借する案件です。3 月 13 日に借人に話を聞きました。借人は、今は兼業農家として休みの日は農作業を積極的に行っており、借人だけでも草刈り等しています。</p> <p>申請地は先ほどの説明のとおり、法人に預けていない場所で、育苗ハウスもあります。</p> <p>本人も退職後は就農するという強い気持ちがあるようですので、問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 57 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 57 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 58 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>番号 7、営農型太陽光発電施設用地として、昨年 7 月総会で転用許可を受け既に事業完了しているものですが、自身が代表を務める法人が認定農業者の更新許可を受け、下部農地の耕作を法人が担うことで持続可能な営農が可能になったことから、許可期間延長の再申請があったものです。</p> <p>先月にも当該農地の東側にある農地の再申請案件がありましたが、認定農業者の許可期間に合わせて 5 年間での再申請となります。</p> <p>申請地は集落の西側に位置し、10ha 以上の集団農地の中にある、農振農用地区域内の農地で、営農型太陽光発電施設用地として、一時転用許可を再申請したものです。尚、申請面積は太陽光パネル設置に伴い補強に必要な支柱 25 本分の断面積の合計となります。</p> <p>下部農地ではこれまでどおりソバを作るとのことです。面積は 70m のハウス 3 棟で合計 1,512 m<sup>2</sup>となります。昨年産の出荷明細は補足説明資料の 23 ページと 24 ページに写しが付いていますが、マメ科雑草の繁茂で歩留まりは悪かったようですが、次年産は除草対応やこまめな耕起を行うと本人は話していました。</p> <p>補足説明資料 19 ページに、知見者からの意見として酒田農業技術普及課から所見が添付されていますが、遮光割合が約 30%では地域平均単収の 8 割は確保できると記載されています。</p>

事務局	<p>そのほか、申請地の東側、西側は申請人の農地であるため周辺の農地への影響もなく、月光川土地改良区からの意見書で協議事項に関して申請者が誓約していること、認定農業者として下部農地をしっかりと耕作するのであれば、3年を超えての一時転用許可も可能と考えます。</p> <p>16日に、高橋土地専門部会長、佐藤副部会長、鈴木委員の3名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、8番佐藤副部会長より現地調査の報告をお願いします。
8番佐藤啓之委員	<p>はい、報告いたします。審査基準書は8ページです。3月16日に現地調査を行いました。前回は申請があり、詳細は事務局からの説明のとおりですので、課題になっているしっかりと肥培管理をした営農をして、収穫できるようにしないと許可はできない伝え、本人も以前は雑草に負け収穫がほとんど無かったということで、今年はトラクターで耕起をしながら雑草対策をしていくという話でしたので、許可相当だと思います。以上です。</p>
議長	次に、7番鈴木委員より現地調査の報告をお願いします。
7番鈴木宏弥委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>副部会長からのお話のとおりで、課題の雑草対策は機械を購入して雑草対策への意欲を示していました。除草剤は使えないという話もありましたので、まめに除草に励むと本人の強い意志が伺えましたので、許可相当だと思います。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第58号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第58号について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第59号 農用地利用集積等促進計画案について、事務局の説明を求めます。</p>
	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>補足説明いたします。審査基準書は11ページからご覧ください。</p> <p>はじめに、利用権設定について。</p> <p>新規案件について個別に説明いたしますが、申請地や場所の詳細については総会議案書と審査基準書をご確認ください。</p> <p>番号1は今まで耕作者の離農に伴い、借人が受け手になるものです。</p> <p>番号2は今までは貸借の契約はありませんでしたが、所有者が耕作者を探していたということで、法人と貸借の合意となったものです。</p> <p>番号3、4は今までの耕作者が耕作できなくなり、R7年度の11月総会で他所有地とまとめて現借人が受け手になっていましたが、新耕作者で利用したいということで、所有者、現借人と合意し、貸借となりました。</p> <p>また、現地はハウスが計6棟建っている場所のようです。</p> <p>申請が2件になっている理由は、登記上の名義人の違いによるものです。</p>

事務局	<p>番号 6、7 は先ほど 3 条の賃借で説明した、現借人と法人で耕作地を交換する関係で、新たに法人が借人となるものです。</p> <p>次に、利用権移転について。</p> <p>今月申請があったのは番号 1 から 3 の 3 件です。各案件の詳細については議案書と審査基準書をご確認ください。</p> <p>番号 1、2 はそれぞれの場所を現耕作者から法人に耕作者を変更することで合意したものです。</p> <p>番号 3 は 3 条の賃借で説明した耕作地の交換のため、法人から新耕作者に耕作者を変更するものです。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>はじめに利用権設定の番号 1 について審議いたします。</p> <p>この案件は私に関する案件ですので、会長代理の三浦委員に議長を交代します。</p> <p>(議長を三浦祐輝委員と交代)</p>
議長(三浦祐輝委員)	<p>暫時の間、議長の職を務めさせていただきます。</p> <p>それでは、齋藤会長は一時退席願います。</p>
	(齋藤勝広会長 一時退席)
議長(三浦祐輝委員)	<p>それでは質疑に入ります。何か質問・意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>ただいまの案件について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件については、原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。</p>
	(齋藤勝広会長 着席)
議長(三浦祐輝委員)	<p>次に、利用権移転の番号 1、2 について審議いたします。</p> <p>この案件は 8 番 佐藤啓之委員と齋藤会長に関する案件ですので、一時退席願います。</p>
	(8 番 佐藤啓之委員、齋藤勝広会長 一時退席)
議長(三浦祐輝委員)	<p>それでは質疑に入ります。何か質問・意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>ただいまの案件について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件については、原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。</p> <p>佐藤啓之委員と高橋敬委員と齋藤会長は着席願います。</p>
	(8 番 佐藤啓之委員、齋藤勝広会長 着席)
議長(三浦委祐輝員)	<p>それでは、齋藤会長と議長を交代いたします。</p>
	(齋藤勝広会長 議長席へ)
議長	<p>次に、利用権設定の番号 2 と番号 5 について審議いたします。</p> <p>この案件は 8 番 佐藤啓之委員に関する案件ですので、一時退席願います。</p>
	(8 番 佐藤啓之委員 一時退席)

議長	<p>それでは質疑に入ります。何か質問・意見等がございますか。  (質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。  ただいまの案件について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。  (委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件については、原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。  佐藤啓之委員は着席願います。</p>
	(8番 佐藤啓之委員 着席)
議長	<p>次に、利用権設定の番号6、7と利用権移転の番号3について審議いたします。  この案件は、9番 那須久美委員の家族に関する案件ですので那須委員は一時退席願います。</p>
	(9番 那須久美委員 一時退席)
議長	<p>それでは質疑に入ります。何か質問・意見等がございますか。  (質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。  ただいまの案件について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。  (委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件については、原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。  那須久美委員は着席願います。</p>
	(9番 那須久美委員 着席)
議長	<p>最後に、ただいま審議いただいた案件以外について質疑に入ります。  ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。  (質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。  議第59号について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。  (委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第59号 農用地利用集積等促進計画案について、原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。  予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。  (委員、事務局共になし)</p> <p>ないようですので、これで3月の定例総会を閉会します。  ご協力ありがとうございました。</p>